

## 第 1 1 号議案

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

亀岡市税条例の特例に関する条例（令和元年亀岡市条例第 2 1 号）  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

亀岡市税条例の特例に関する条例（令和元年亀岡市条例第 2 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 2 5 条」を「第 2 6 条」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 4 条中「法第 2 4 条」を「法第 2 5 条」に改  
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。